

生活困窮の状態にあるため 国民健康保険料の納付が困難な方へ

1. 趣旨

恒常的な生活困窮の状態にあるため、国民健康保険料の納付が困難であると認められる世帯について、納付義務者の申請に基づき、保険料の減免を行います。

2. 減免の適用条件

保険料の納付義務者の属する世帯が下記のすべてに該当することが条件です。

- (1) 世帯全員（※1）の直近3か月分の収入の一月当たりの平均額が、生活保護基準額に準じて算出した基準額の1.1倍未満である世帯
- (2) 世帯全員の預貯金の合計額が上記の基準額の1.1倍未満である世帯
- (3) 貧困により、生活のための公私の扶助（※2）を受けている世帯
- (4) 当該年度の保険料が大津市国民健康保険条例第18条第1項第1号に定める7割軽減の適用を受ける世帯、かつ、世帯全員の当該年度の市民税が非課税である世帯
- (5) 過年度の保険料に未納がない世帯

※1 世帯全員とは、国保加入世帯に限らず、実際に生計を一にしている世帯をいう。

※2 公私の扶助とは、福祉年金、在日外国人障害者福祉給付金、在日外国人高齢者福祉給付金、児童扶養手当、就学援助、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金）の貸付、または別世帯で生計を一にしていない者からの援助をいう。

3. 適用範囲と減免割合

年度の保険料額の1/2を限度として減免します。
但し、未到来の納期限に係る未納の保険料に限ります。

4. 申請に必要なもの

- (1) 世帯全員の、直近3か月間のすべての収入（雇用保険、障害年金などの非課税収入を含む。）の判る書類（給与支払明細、事業収入や経費の明細、年金・手当証書など）
 - (2) 世帯全員の、すべての預貯金通帳
 - (3) 公私の扶助を受けている証明書（決定通知や手当証書、私的援助届出書など）
 - (4) 借家や間借りの場合は、賃貸借契約書など家賃の判る書類
 - (5) その他必要な書類
- （注意）書類の提出が無い場合は、申請の受付をすることができません。
上記の書類の他、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

5. 申請場所、お問い合わせ

大津市役所保険年金課（平日：9時00分～17時00分） 支所での受付は出来ません。

お問い合わせ 電話：077-528-2751

メール：otsu1403@city.otsu.lg.jp